

受任者登録、すでに500名突破

8/25 署名開始までに大幅増強を！！

住民投票の直接請求署名が8月25日にスタートするのを控え、署名集めに協力していただく「受任者」の登録が、第一次締め切りの8月10日までに500名を突破しました。登録された受任者は、東は明舞団地の松が丘から、西は西二見まで全市にまんべんなく広がり、25日の署名開始から全市で一斉に署名活動を展開できる見通しになりました。

受任者は、署名開始すれば、署名していただいた人が新たな受任者となってそれぞれの周辺で署名活動を広げていただく方式を取るため、具体的に署名活動が始まるとネズミ算式に増えていく可能性があります。19名の直接請求代表者はもちろん、受任者のみなさんも署名していただいた方に新たな署名簿を預けて、署名運動の輪が次々に広がっていくように心がけていただくよう、お願いします。

常設署名所の開設へご協力を お店や事業所などまちの隅々に

署名は1カ月の期間中、受任者や19名の請求代表者の周辺でさみだれに行われますが、いつでも、誰でも気軽に署名できる常設の署名所もできるだけ多く設けたいと計画しています。

住民投票の会の拠点である銀座通りの駅前事務所はもちろん常設署名所ですが、このほかにも各駅前を中心にお店や事業所、取り継ぎ所など比較的わかりやすい場所に立地しているところをお願いして、常設署名所をたくさん設置したいと考えています。もちろん、常設署名所は受任者が収集した署名簿を回収する拠点にもなり、住民投票の会など署名運動の本部から定期的に回収に伺います。

商店、飲食店や喫茶店のほか、クリーニングの取次店なども便利な署名所になります。皆さんの周辺でぜひ、お願いしてみてください。常設署名所は決まり次第随時、住民投票の会のホームページやニュースレター等でもお知らせします。<http://www.facebook.com/sukidayo.akashi>



市内の駅前などには定期的に「臨時署名所」開催

明石駅前広場はもちろん、市内のJR、山電の駅前では随時、臨時の署名所を開設し、呼びかけます。駅前での呼びかけは、住民投票の意義や、駅前再開発の問題点を市民の皆さんに知らせる大切な機会でもあります。チラシや資料を配り、市民の一人ひとりの皆さんと対話を重ねていく機会でもあります。

こうした街頭活動にも、当該の地域の受任者を中心にたくさんの皆さんのご参加、ご支援をお願いします。また、街頭呼びかけには、受任者にはなれない市外の人や20歳未満の方がたも参加いただけます。

こうした機会を通じて、署名収集だけではなく“青空対話集会”の実りも期待したいと考えています。

市民の手で「住民投票を実現する」プロセスは、民主主義の実験そのものです。「市民主体のまちづくり」「参画と協働」「情報共有」を定めた自治基本条例の実践そのものです。これを妨害する人たちがあつとすれば、民主主義の成長を妨害し、自治基本条例に反した行動と同じです。

明石市で初めて、市民が条例制定を求める

住民投票条例の制定 直接請求手続きを開始

明石駅前南地区の再開発計画に関する住民投票の実施を市長に直接請求する「地方自治法」に基づく手続きが、8月17日スタートしました。

住民投票は、地方自治法に定められた直接民主主義制度の一つで、市民が有権者の50分の1以上の署名を添えて市長に条例制定や条例の改廃を直接請求すれば、市長は市議会を招集しその条例を市議会に提案しなければならない仕組みです。もちろん、条例の制定（施行）には議会の可決が必要ですが、50分の1（2%）を大きく上回る署名が提出されれば、市民の大きな意思が示されたものとして、議会は無視できなくなります。

明石市で地方自治法に基づく住民の直接請求は市政始まって以来のことで、住民投票は1955年に神戸市との合併をめぐる紛糾した際、議員提案で急ぎよ実施され、予想を大きく覆す合併反対の圧勝で合併話が消えて以来です。文字通り「市民が選択するまちの将来」です。

住民投票条例の制定請求書は、署名活動を行う請求代表者の証明書交付申請書、ならびに「明石駅前南地区の再開発計画に関する住民投票条例案」とともに、19名の請求代表者の連署で市に提出しました。

市は請求代表者が間違いなく明石市の有権者であるかどうかの確認をしたうえで「条例制定請求代表者証明書」を24日に交付し、告示する予定。署名期間は告示日の翌日から1カ月間。

鳥取市では市庁舎の移転新築計画を住民投票で中止

最近では鳥取市が約100億円かけて庁舎の新築をする計画に対して、住民が「税金のムダ遣い」と住民投票を直接請求。市議会はいったん否決したものの無視できず、議員提案で投票を実施しました。市は移転新築費を75億円に減額したが、議会がまとめた21億円の耐震改修案が大差で支持され、市長は翌日計画を中止し、改修案を進めることを表明しました。

請求代表者は市内全域の各界から19名

請求代表者は、駅前再開発・住民投票の会に集まった市民や、同会の呼びかけで「駅前再開発計画を止めるために住民投票を実現する」という一点で協力する団体やグループのメンバー、さまざまな立場から共感した人たちが構成しています。

受任者は、請求代表者から署名集めの委任を受けた協力者です。署名簿は8ページに及ぶ冊子になっており、請求の趣旨と請求代表者の名簿（請求書の写し）、住民投票条例案、市長が交付した請求代表者の証明書の写し、受任者の委任状と10名分の署名用紙がセットになっています。

■署名集め以降のスケジュール■

- ①署名期間満了の翌日から5日以内に署名簿を選挙管理委員会に提出
- ②選管は20日以内に署名簿の有効、無効を審査し、有効署名数を告示。7日間の縦覧後署名簿を返却
- ③署名簿の返却後5日以内に条例制定を本請求する
- ④市長は20日以内に議会を招集、意見を付けて議会に付議する

大学教員	松本 誠	(太寺)
建築家	市成照一	(本町)
NPO代表	入江一恵	(太寺)
弁護士	小澤秀造	(荷山町)
市民団体役員	高橋 宏	(東野町)
団体職員	田中耕太郎	(荷山町)
商店主	玉木哲郎	(中崎)
画家	坪谷令子	(中崎)
主婦	福原貞子	(大蔵天神町)
元市議	福島和夫	(大蔵天神町)
演出家	鈴木幸紀	(藤江)
自治会役員	山口泰造	(貴崎)
保育士養成校教員	山田利行	(西新町)
書家	門脇潤二郎	(大久保町西島)
自営業	藤本良恵	(大久保町大窪)
日赤奉仕団	赤木直美	(魚住町清水)
NPO役員	小曾根義生	(魚住町錦が丘)
自治会長	松井 央	(魚住町住吉)
団体役員	松崎保実	(二見町西二見)